

令和7年度

会 計 課  
定期監査報告書

笛吹市監査委員

## 1 監査の対象

会計課に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

## 2 監査基準日・監査の範囲

令和8年1月31日現在の財務及び事務に関すること

## 3 監査の実施日

令和8年3月23日

## 4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、会計課から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「令和6年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4 「指定事項調書」

① 笛吹市財務規則第217条による各課等の会計事務の検査結果について

② 笛吹市財務規則第218条による指定金融機関等の検査結果について

③ 笛吹市ペイオフ対策検討委員会設置要綱に基づく委員会の開催状況について

④ 今年度の基金運用の成果と来年度に向けた方向性について

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

## 6 監査の結果

事務・事業の執行状況

会計課に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

## 7 指摘・要望事項

会計課	事務 事業	特になし
-----	----------	------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について  
令和6年度定期監査において指摘された事項はなかった。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針が以下のとおり回答された。

### 《指定事項①》

笛吹市財務規則第217条による各課等の会計事務の検査結果について

○各支所の窓口・文化施設等におけるつり銭検査を令和7年12月16日～22日、に実施。また、本庁の窓口におけるつり銭検査を令和8年1月30日～2月24日に実施した結果、適切に処理されておりました。

○資金前渡金のうち、長期未精算となっている現金の管理状況について令和8年2月20日、24日に実施し、関係課での実施検査・確認を行い適正な取扱を確認しました。

### 《指定事項②》

笛吹市財務規則第218条による指定金融機関等の検査結果について

○笛吹市指定金融機関等への検査については、地方自治法施行令・笛吹市財務規則に基づき実施しています。

本年度は笛吹市指定金融機関の山梨中央銀行（石和支店）、収納代理金融機関の山梨県民信用組合（石和支店）、笛吹農業協同組合（本所）、フルーツ山梨農業協同組合（加納岩支所）が検査対象で、令和8年2月16日、18日、19日、25日に検査実施し、処理簿等適切に管理処理されておりました。

### 《指定事項③》

○毎年2回、山梨県市長会を通じ県内各金融機関の経営状況についての調査を実施している。

その調査結果報告書のうち、本市指定金融機関、収納代理金融機関の報告書を参考資料として、笛吹市ペイオフ対策検討委員会を、今年度は令和8年3月11日に開催した。

委員は、総務部長、総合政策部長、公営企業部長、財政課長及び会計管理者（会計管理者が会計課長事務取扱いのため実質5名）で構成され、本市の借入金・預金及び基金等の状況もふまえた検討を行い、その会議結果を市長に報告し決裁処理を行っている。

《指定事項④》

今年度の基金運用の成果と来年度に向けた方向性について

◎今年度の基金運用成果

(1) 債券買替 なし

地域振興基金や地域福祉基金などの果実運用型基金は、既に20年及び30年の長期債権に買替え済みであり、金利上昇に伴い時価評価額は下落しているため買替えは見送ることとした。

(2) 債券購入 なし

特定目的基金は毎年度事業充当財源として取り崩しを基本とすることから、1年満期前に定期預金を解約することもあるため、2年～3年の短期財投債であっても購入を見送っている。

◎来年度に向けた方向性

普通預金及び定期預金の利息が上昇したことにより基金運用益は増加したが、国債等は長期債券を保有しているため塩漬けの状況が今後しばらくは続く見込みである。